

「ST絵記号」使用のご提案



くちにいれない

子供たちの安全を守るために
玩具業界以外の貴社でも
ST絵記号を採用しませんか？

(社)日本玩具協会

日本玩具協会からのお願い！ 子供向け絵記号(ピクトグラム)を共通化しませんか！？

PL法施行を期に、日本玩具協会は従来から行っていた玩具の安全確保をさらに押し進めました。子供向けの絵記号(ピクトグラム)を導入したのも、そのひとつ。どのような絵記号を採用するか、私たちは議論を重ねました。

絵記号は一般的に認知されたものを使うのが基本です。私たちも、通産省(経産省)から発行された表示のガイドライン、家電製品協会様のガイドライン、ISOやANSIなどの海外基準などからの採用を検討しました。しかし、誤飲事故やひもや鎖のまきつけ事故など、子供たちに特有の危険をさけるための適切な絵記号はありませんでした。

そこで私たちは、子供たちに特有でかつ高い危険性を持つものにふさわしい注意表示の絵記号を新たに作成しました。

子供たちに認知しやすいと思われる数種のデザインを起こし、意味が十分通ずるように絵記号とひらがなの併記にするなどの工夫をくわえ、幼稚園児・保護者の聞き取りアンケートの実施による理解度の実証などの作業をへて完成したのが、下の7種類の絵記号(禁止6種類、推奨1種類)です。



貴社商品にも ST 絵記号を採用しませんか！？

先にも申しあげました通り、絵記号は一般的に認知されること、そしてできるだけ共通化することがポイントです。私たちは、日本玩具協会が作成した絵記号の使用の輪を、玩具に限らず子供たちが使用する様々なものに広げていきたいと考えております。

私ども日本玩具協会はこの新しい絵記号を正しくご理解いただき活用いただけますよう、次ページのような登録システムをご用意いたしました。

もし貴社の商品が子供たちを対象とするものでしたら、採用をご検討いただけませんか？

日本玩具協会 絵記号 登録システム

まず、企業、もしくは団体でお申し込みください。

審査後、使用承諾書をお渡しします。

登録後の絵記号使用時のお願い

絵記号にはわかりやすいというメリットがありますが、一方では様々に解釈できるといったデメリットがあります。このデメリットを防ぐために、適切に使用されているかの確認と使用作業を行いたいと考えています。

発売する商品 1 アイテム毎に使用申請書を作成、サンプル商品とともに日本玩具協会にご提出下さい。正しく使用されているか審査いたします。不適な場合にはご連絡させていただきます。

適切に使用されている場合は、「使用承諾書」をお送り致します。なお、有効期限を一年といたしますので、必要に応じて「更新手続き」を行って下さい。

詳しい内容は日本玩具協会までお願いします。

お問い合わせ

社団法人日本玩具協会 事務局 担当 中田

〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4

TEL03-3829-2513 FAX03-3829-2510

受付番号	担当印
No.:	

絵記号使用申請書

社団法人 日本玩具協会 殿

年 月 日

社 名 _____
 住 所 _____
 担当者名 _____ 印
 役 職 名 _____
 T E L _____
 F A X _____

下記商品に        上部 印の

絵記号を使用したいので報告します。

商 品 名	
JANコード ナンバ -	
小 売 価 格	

《現品の写真を添付して下さい。》

注：現品も併せてご提出下さい。